

つまり、原告の皆様において、もし、当弁護団に対して不信感を抱かれ、話し合いによってもその不信感が払拭できない場合には、いつでも当弁護団を解任いただくことが可能です。その場合、本件訴訟遂行にあたっては、他の弁護士にご依頼いただくことも、ご自身で訴訟活動を継続していただくことも自由にお選びいただけます。

なお、代理人側としても、依頼者との信頼関係が揺らいだ際、信頼関係の回復に努めるもそれが困難と判断される場合には、職務を辞任せざるを得ないものとされています。ただし、当弁護団としては、このような事態は極力避けなければならないものと考えております。

現在、関係修復に向けた努力が進められている段階であることは先ほど述べたとおりですが、他方で、本件訴訟の円滑な進行のためには、当弁護団に、引き続き訴訟追行を委任いただける原告とそうでない原告とを、早期に確定し、裁判所に報告する必要があることも事実です。

つきましては、上記事情をご理解いただき、仮に当弁護団を解任するのご結論をとられる場合には、平成27年2月末までに、その意向をお知らせくださいますようお願い申し上げます。

弁護団としましては、皆様のご協力のもと、再び一致団結し、円滑な訴訟の進行を目指していきたいと考えております。皆様のご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

＼ |—————| /

2) 原発メーカー訴訟原告団世話人会への参加の呼びかけ (原発メーカー訴訟原告団世話人会)

2015年1月28日

原発メーカー訴訟原告のみなさまへ

原発メーカー訴訟原告団世話人会への参加の呼びかけ

2014年12月9日発行の「弁護団通信第2号」にてお知らせしましたように、昨年12月3日の訴状学習会後の原告による意見交換の場において、弁護団と原告団の意思の疎通を円滑に行うための原告団事務局（決定機関ではない、原告団のための作業グループ）の立ち上げが合意されました。その後さらに話し合いを重ねた結果、紛らわしい名称を避けて「原発メーカー訴訟原告団世話人会」と称することにしました。現在の参加原告数は30名です。以下は現在、世話人として集まったメンバーの共通の思いです。

原発メーカー訴訟とは

本訴訟は福島第一原発の事故によってもたらされた放射線被ばくの恐怖など多大な精神的苦痛を被っていることへの賠償を求める裁判です。原発メーカーのみが製造者責任を免れると規定する原賠法は憲法に違反していると主張しています。原発に関わる利権構造の根幹を突くものであり、国内のみならず国際的に影響を及ぼす重要な訴訟です。このような重大な訴訟において、原告団と弁護団が緊密な協力関係を築くことは最重要であり、両者は互いに信頼し車の両輪のごとく一致して、裁判を成功に導くために最善の努力をすべきと考えています。

原告団とは

原告と代理人（弁護団）との関係は一對一の委任契約です。原告団とはこれら個々の原告のまとまりを指し、各々の原告は思想信条の如何にかかわらず原告団の中では平等です。互いの意見を尊重し合い、特定の主張に縛られる関係ではありません。したがって原告団に「会則」はそぐわず、世話人会など原告が誰でも参加できる場での話し合いで運動方針を決定し、会計報告、活動報告、議事録などの積み重ねで民主的に運営されていくものでありたいと思います。

原告団は原告全員を指す呼称です。原告申請がされた時から自動的に形成され、原告が確定した時点で正式に成立

します。「原発メーカー訴訟の会」から分裂して新たに作られるものでもなく、「原発メーカー訴訟の会」と対立するものでもありません。原告であれば「原発メーカー訴訟の会」の会員であっても同時に原告団の成員です。

「原発メーカー訴訟の会」は一部原告とサポーターで構成された団体ですが、原告全員が参加していませんので、「原発メーカー訴訟の会」を原告団と呼ぶことはできません。また、裁判の当事者ではないサポーターが原告と同等に運営に携わる実態には運動にずれが生じています。原告団の中で思想信条を一つにする原告が集まって、この訴訟を軸とする活動をするのは自由ですし、原告でない人々をそのグループに誘うことも自由ですが、原告団・弁護団の活動を阻害しない範囲内で行われるべきであり、そのグループが原告団を代表するような呼びかけや活動をするのはできません。

裁判が始まるにあたって、原告団の体制作りは喫緊の課題です。訴状は既に東京地裁に提出されており、原告には訴訟に対する責任と義務があります。原発メーカー訴訟原告団は礼節を以て互いに接し、穏やかな話し合いによって活動していきましょう。原告団世話人会は全ての原告に対してオープンです。原告団世話人会の活動に、みなさんの参加を呼びかけます。

全国世話人ネットワークの提案

訴訟が開始されれば、傍聴の呼びかけなど手分けして行わなければなりません。ネット環境をもたない原告のための連絡網も必要です。メーカー訴訟に理解を深め、支援を求める活動についてのアイデアを出しあい、地域の原告の取りまとめに実際に関わっていただける方たちとのネットワークを作っていきたいと思います。ぜひ、名乗りを上げてください。各地で学習会や集会なども開催し、訴訟を支えていきましょう。

経費の問題

今年はいよいよ原告が確定し実際の裁判が始まります。昨年は原告申込みをしたのに一年近くも何の音沙汰もなく、一体どうなっているのかと思っていたところに漸く11月5日発行の弁護団通信が届き、ホッとなさった方も多いかと思います。弁護団では弁護団通信など既に経費が発生していますが、「原発メーカー訴訟の会」事務局が原告になるための費用として参加費を徴収したにもかかわらず弁護団への支払いに応じていただけないため、借入金でまかっています。(カンパから経費を差し引いた、現在の赤字額：\178,254)

今後も意見書や証人の出廷など、訴訟費用が見込まれます。弁護団通信の継続にも経費が生じます。緊急にカンパをお願いできればと考えます。訴訟の円滑な進行のために必要な経費ですので、ご理解の上、ぜひともご協力いただけますようお願いいたします。

原発メーカー訴訟原告団世話人会：伊藤由美子、伊藤隆允、及川譲詞、木村結、小林順子、菅野真知子、堤静雄、寺田百合子、平尾千栄子、三木卓、他20名

~~~~~

◎ 原告団世話人会の連絡先は、メールの場合は原告団・弁護団公式サイト「コンタクト」欄から、郵送の場合はアール・ライツ法律事務所気付でお願いします。

◎ カンパの送金先は弁護団の口座（ゆうちょ銀行口座）をお願いします。

#### 《参考》

「原発メーカー訴訟の会」：

原告の一部の方とサポーターの方で構成された原発メーカー訴訟以外の運動も行う会。  
範囲は会の HP に添付されているmanifestoを参照願います。

\* 活動

「原発メーカー訴訟原告団」:

「原発メーカー訴訟の会」の会員ではない原告を含めた原告全員で構成される集団。

注:「原発メーカー訴訟原告団世話人会」とは、原告団と弁護団の信頼関係に基づき、訴訟の円滑な進行を目的とする原告団の事務局。

=====

編集・発行: 原発メーカー訴訟弁護団事務局

住所: 〒104-0045 東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階  
アールイツ法律事務所気付

eMail: [bengodan@nonukesrights.holy.jp](mailto:bengodan@nonukesrights.holy.jp)

Website: <http://nonukesrights.holy.jp>

カンパのご協力をよろしくお願いいたします!

ゆうちょ銀行口座 (普通総合)

記号: 10110 番号: 4021431 加入者名: 原発メーカー訴訟弁護団

他金融機関からの振込の場合

店名: 〇一八 (ゼロイチハチ) 店番: 018 預金種目: 普通預金 口座番号: 0402143

=====